

部屋住みの“武士”浜名多賀丞の切腹

—大正5年謄写「浜名鈴木刃傷一件」—

堀井 雅弘*

はじめに

1. 「雲浜巖秘録」の諸本
2. 京都大学文学研究科図書館所蔵「雲浜巖秘録 附浜名鈴木刃傷一件」の書誌
3. 明和5年の小浜城下での変事「浜名鈴木刃傷一件」

まとめにかえて

はじめに

京都大学文学研究科図書館に「雲浜巖秘録 附浜名鈴木刃傷一件」という資料が所蔵されている（以下、「京大本」という）¹⁾。「浜名鈴木刃傷一件」の「浜名」は小浜藩士で御先手御馬廻の浜名源吾²⁾の子で部屋住みの浜名多賀丞、「鈴木」は同藩士の鈴木吉之助³⁾という人物で、「刃傷一件」は明和5年（1768）6月5日に小浜城下西津侍屋敷（城の北側一帯）で両者が口論から刃傷に及び、翌6日に多賀丞が切腹したという出来事である。

その「浜名鈴木刃傷一件」の本文の終わり近くに（以下、京大本から引用した本文中の読点・並列点・注記は筆者による）、

切腹致候前迄、縁ニ而涼居、着服等着替、たはこ給、座敷江出候節、何茂に向ひ一礼述候事、平日一向右之口上類不調法之处、是又何茂驚入候、其外終始年比ニハ行届候事故、右之一件後世ニ残し可置ため、相認置候事

という一つ書きがあり、著者は「一件」を「後世ニ残し可置ため」に「相認置」いていた。ただ、「浜名鈴木刃傷一件」の末尾に、

此書ハ加藤祖大夫方書留之哉、天保三丙午秋、以矢部氏蔵書写畢

という奥書があり、「浜名鈴木刃傷一件」は天保3年（1832）⁴⁾秋に「矢部氏蔵書」を写した写本であった。なお、署名がないため未詳であるが、書写した人物は「此書ハ加藤祖大夫方書留之哉」と推測している。「加藤祖大夫」は「浜名鈴木刃傷一件」の本文中にも登場し、同時代の小浜藩士には「加藤祖太夫」⁵⁾という人物がいることから、これはその祖太夫であろう。ただし、この奥書の後で「雲浜巖秘録 附浜名鈴木刃傷一件」の大尾に、

右、福井県遠敷郡雲浜村西津、山田祐所蔵、若狭事歴類合ノ内 大正五年十一月謄写

* 福井県文書館古文書調査専門員

という奥書があり、京大本そのものが大正5年（1916）11月に福井県遠敷郡雲浜村西津（現在の小浜市雲浜）の山田祐所蔵の「若狭事歴類合」を謄写した写本であった。

このように京大本は近代、大正時代に「若狭事歴類合」を謄写した写本であり、その「若狭事歴類合」も「矢部氏蔵書」を直接、あるいは間接的に書写した写本であった。しかし、「若狭事歴類合」は現在、資料群ごと散逸している可能性が高く⁶⁾、しかも「雲浜巖秘録」と「浜名鈴木刃傷一件」は元々、別個の資料であったようで、結論から述べると、「浜名鈴木刃傷一件」は京大本が、現存する唯一の写本であると考えられる。そうすると、大正時代に謄写した写本であっても、にわかに歴史資料としてその重要度を増すだろう。

ところで、この刃傷一件の60年前、宝永5年（1708）4月1日に金沢城下で杉本九十郎（御歩の杉本三丞の子、16歳）と小川太郎三郎（町奉行支配火矢方御細工人の小川七丞の子、13歳）という多賀丞・吉之助と同年代の両者が口論から刃傷に及び（九十郎は無傷・太郎三郎は重傷）、翌2日に太郎三郎が死亡、29日に九十郎が切腹するという喧嘩一件があった⁷⁾。この喧嘩一件は「囲碁の助言」が原因の「深い子細のない当座の喧嘩」⁸⁾であったが、九十郎の評価は刃傷から切腹までの間に上昇を続け⁹⁾、切腹後にも語り継がれ¹⁰⁾ている。刃傷一件の多賀丞もまた、「浜名鈴木刃傷一件」の中で「十六歳二而ハ見事なる最期」と評価され、前述のとおり、「浜名鈴木刃傷一件」の著者は「終始年比ニハ行届候事故、右之一件後世ニ残し可置ため、相認置」いている。

刃傷一件と喧嘩一件は、当事者の年齢に「当座の喧嘩」による切腹と同様の条件を備えているが、明和5年の小浜藩に宝永5年の加賀藩と、半世紀以上の隔りがある上に藩の家格も規模も異なっている。それでも、多賀丞と九十郎の評価には共通する部分が少なからずあり、その評価がそれぞれ書き残され、書き写され、語り継がれたということは、小浜藩士にも加賀藩士にも共通する、つまりは“武士”に共通する、記録や先例という以上に重要な意味をもつのであったのではないだろうか。

そこで本稿では、その意味を探る手がかりの一つとして、京大本の「浜名鈴木刃傷一件」を取り上げ、明和5年の小浜城下での刃傷一件を読み解く一助としたい（本誌134(1)頁～129(6)頁に「浜名鈴木刃傷一件」の翻刻を掲載）。

1. 「雲浜巖秘録」の諸本

「雲浜巖秘録」は、京大本のほか、酒井家文庫（小浜市教育委員会所蔵）にも4点の同名の資料が収められている（以下、「酒井家文庫本」という）。酒井家文庫本の概要は表のとおりである。

うち1点、酒井家文庫本19-43は「雲浜城巖秘録」と書名に「城」が加わっている¹¹⁾。ただ、その1点を含む4点は相互に異同があるものの、ともに同様の内容で、ともに「浜名鈴木刃傷一件」は含まれていない。また、少なくともうち2点、酒井家文庫本19-40と19-41は写本で、さらに別の写本が存在していたようである。

ところで、酒井家文庫本19-41の影印本が刊行される15年前、昭和31年（1956）に「本郷 山王会館」¹²⁾から「郷土叢書 二」として「雲浜巖秘録」の翻刻本が刊行されている¹³⁾。刊行年の9月に発行された「山王会館」の月刊誌『山王余滴』には「雲浜巖秘録」という若狭藩初期の逸話又怪談めいたもの数篇をかいた写本を謄写しました。御希望の方には差上げます。但し部数は二十部しかあり

表 酒井家文庫「雲浜巖秘録」*1概要一覧

請求記号	成 立	署 名	印 記	備 考
19-40	天保2年(1831) 春写	<small>(山田)</small> 藍庭吉令	「毛呂山田之印」*2 「若州藍庭」*2 「山田氏 <small>(所)</small> 蔵」*2	・書名は題箋・扉題 ・署名は奥書 ・別紙挟み込みあり ・「中山氏に借て写之」(奥書)
19-41	天保9年(1838) 8月12日写	山川武虔	「若狭藩臣山川蔵」*2 「 一 」(未判読) 「山川」 「緘」	・書名は題箋・首題 ・署名は奥書 ・付紙あり ・影印本あり*3
19-42	(未詳)	大谷	「和田文庫」*2	・書名は題箋・扉題・首題 ・署名は扉 ・訂正あり ・装丁は後補か
19-43	(未詳)	(なし)	「私立小浜図書館之印」	・書名は題箋・扉題 ・「高宮長治郎氏寄贈」(見返し) ・巻頭に目録あり

*1 請求番号19-43のみ書名は「雲浜城巖秘録」。

*2 『酒井家文庫綜合目録』(小浜市立図書館、1987年)の付録二「印記集」に図版あり。

*3 『雲浜巖秘録』若狭史料叢刊(小浜市立図書館、1971年)。

ません。」という「おしらせ」が掲載されており¹⁴⁾、翻刻本の底本は写本であったようである。そして、翻刻本の後記には「永く筐蔵にくちていた此書、別段史料になるような記事はありませんが、いくらかその頃の土風民情にも関係があるように思います。いたずらにしみの腹を肥させるも如何と思ひ謄写に見ました。一かけらでも間に合う点があれば望外のよろこびです。」とあり、底本の写本は山王会館、あるいは日枝神社¹⁵⁾で「永く筐蔵」されていたようである。翻刻本の底本は、京大本や酒井家文庫本とは別の写本であろう¹⁶⁾。

このように「雲浜巖秘録」には複数の写本が現存することを確認でき、また現存を確認できる以上に写本が存在していたことも確実のようである。ただ、管見の限り、「浜名鈴木刃傷一件」は京大本でしか確認できず、その意味において、京大本は「浜名鈴木刃傷一件」を伝える限られた写本といえるであろう。

2. 京都大学文学研究科図書館所蔵「雲浜巖秘録 附浜名鈴木刃傷一件」の書誌

「浜名鈴木刃傷一件」を伝える京大本は、前述のとおり「若狭事歴類合」を謄写した写本である。「若狭事歴類合」については未詳であるが、その書名から、そして「若狭事歴類合ノ内」とあることから、編纂資料であったと考えられる。「若狭事歴類合」が編纂資料であったとすると、大部であった可能性が高く、京大本はその一部であると考えられるが、京大本は「雲浜巖秘録 附浜名鈴木刃傷一件」で1冊に仕立てられている。

装丁は袋綴(四つ目綴)で、表紙には「雲浜巖秘録 附浜名鈴木刃傷一件」という題箋があり(写真)、背には「雲浜巖秘録其他」という背書がある。表紙をめくると扉には外題と同じ扉題があり、さらに扉裏には「178168/大正6.10.10」と「京都帝国大学図書之印」という印記がある。

まず、京大本の主にあたる「雲浜巖秘録」(全19丁)は、「雲浜巖秘録」という扉題と首題があり、



「雲濱巖秘録 附浜名鈴木刃傷一件」
 (京都大学文学研究科図書館所蔵、画像は福井県文書館所蔵マイクロフィルムより)

内容は10の事書から成る。そして、末尾に、

此書、作者と申者も不有、去る方へ参候節、湯岡・芝原辺より風と八十余りの老翁ニ出合、道連ニ相成、色々古今の物語致候中にケ様の義も話ける、依て委敷相尋候へハ、必々他言御無用、我等も云伝ニ而承り候咄ニ而候、併実録ニ候間、急度他言無用たるへき哉申、月笠^(日)辺ニて老翁を見失ひ、方々相尋候へとも相見へず、不審成翁也、住所を尋候へ共不教、不審多かりし、急度口留致けれとも、余り面白さ、草庵ニ立帰り、覚へし俣ニ書記ける、人に見する事あたわされハ、名も巖秘伝と号也

という後書があり、これらは偶然に出会った「八十余りの老翁」から聞いた「古今の物語」の一部で、「老翁」も「云伝ニ而承候咄」であるという。その「老翁」からは、「云伝」といへども「実録」であるため「他言無用」と「急度口留」されたが、「余り面白さ」に「覚へし俣ニ書記」したといい、このような経緯から「人に見する事あたわ」ざるために「巖秘伝」と

名付けたとしている。さらに、この後書に続いて「弘化三丙午年仲秋、以矢部氏蔵書写畢 平阿曾美清望」という奥書があり、「若狭事歴類合」は弘化3年(1846)秋に「矢部氏蔵書」を「平阿曾美清望」という人物が書写した写本であった。ここで前述の「浜名鈴木刃傷一件」と同様に「雲濱巖秘録」も「矢部氏蔵書」にたどり着く。ただ「浜名鈴木刃傷一件」は天保3年(1833)、「雲濱巖秘録」は弘化3年(1846)と年が異なっており¹⁷⁾、また「浜名鈴木刃傷一件」は書写した人物が未詳であったが、「雲濱巖秘録」は「平阿曾美清望」と書写した人物の署名がある。「矢部氏蔵書」¹⁸⁾「平阿曾美清望」については未詳である。

次に、京大本の従にあたる「浜名鈴木刃傷一件」(全11丁)は、「浜名鈴木刃傷一件」という扉題と「浜名多賀丞鈴木吉之助刃傷一件記」という首題があり、本文に続いて前述の「此書ハ加藤祖大夫方書留之哉、天保三丙午秋、以矢部氏蔵書写畢」という奥書がある。なお、奥書の後で丁を改めて「別書抄」があり、「介錯之法」(一つ書きが8つ)と「請取者心得」(一つ書きが1つ)が抄写されている。抄出元は未詳である。

ところで、京都大学附属図書館には、この京大本の目録カードが架蔵されている。その目録カードには、表に「国史」(印判)「購入」(印字)「178168」(以下は手書き)「雲濱巖秘録 1」「大正五年写 和 大」「一卷 附：浜田^名鈴木刃傷一件一卷」「(原本：福井県遠敷郡雲浜村西津山田祐所蔵)」「大正6.10.10」「中田顕蔵」「1,450」、裏に「15-5」「3」とあり、資料そのものからは読み取ることのできない情報も記載されている。

前述のとおり、京大本の大尾には「大正五年十一月謄写」とあって、ここにも「大正五年写」とある。さらに前出の扉裏の印記をふまえると、「178168/大正6.10.10」は「京都帝国大学図書」としての受入番号と受入年月日(または登録番号と登録年月日)であろう。また、「中田顕蔵」という人物

は、経歴や所属などは未詳であるが、『京都市史』（昭和14年（1939）～同23年）の「写字生」であったという記録があり¹⁹⁾、「若狭事歴類合」から謄写した人物であると考えられる。なお、表の「1,450」、裏の「15-5」「3」については未詳である。

「雲浜巖秘録 附浜名鈴木刃傷一件」という書名のとおり、京大本では（あるいは「若狭事歴類合」や「矢部氏蔵書」でも）「雲浜巖秘録」が主で「浜名鈴木刃傷一件」は従という関係にある。しかし、「雲浜巖秘録」は「覚へし俣ニ書記」した聞き書きであり、「浜名鈴木刃傷一件」は「後世ニ残し可置ため、相認置」いた書き留めである。それぞれ「物語」「記録」と性格付けることができ、京大本では主従の関係にあるが、内容の性質は異なっている。

3. 明和5年の小浜城下での変事「浜名鈴木刃傷一件」

「浜名鈴木刃傷一件」は、加藤祖太夫と推測される同時代の人物が書き留めた後、少なくとも「矢部氏蔵書」、天保3年（1832、あるいは弘化3年（1846））秋の「矢部氏蔵書」写本、「若狭事歴類合」、大正5年（1916）11月の「中田顕蔵」写本と書写・採録を重ねながら、京大本として伝来してきた。書写・採録を重ねれば、自筆本との相違も出来しよう。しかし、前述の繰り返しになるが、その京大本が「浜名鈴木刃傷一件」を伝える限られた写本、おそらくは唯一の写本であると考えられる。

そこで、以下では京大本の記述に基づいて刃傷一件の過程を確認しながら、適宜、解説と検討を加えていく。記述は、口論の少し前の時点からはじまっている。

(1) 5日、口論・刃傷（134(1)頁下段～133(2)頁上段）

5日、当事者の一人、浜名多賀丞（16歳、後掲参考図1の①）は、夕食後に中根伝兵衛宅（参考図1の②）を訪れ、伝兵衛の弟で多賀丞と同じ部屋住みの半市²⁰⁾（17歳）と話をしていた。ちょうど、その夕方から夜にかけて、藩主の酒井忠貫^{ただつら}が御馬廻の黒田唯右衛門の砲術を「御覧被遊」ため、そこに「諸家中何も」見物に集まるということになっていた。そこで多賀丞も見物に行こうと伝兵衛（半市）宅を辞し、いったん帰宅しようと自宅へ向かった。その頃、もう一人の当事者、鈴木吉之助（16歳）は、小浜御蔵奉行役の中安治左衛門²¹⁾宅（参考図1の③）門前で、御先手御馬廻の坂道之進²²⁾（16歳、参考図1の④）と立ち話をしていた。そこを伝兵衛宅から自宅へと向かう多賀丞が通りかかった。

この時、吉之助は「無刀」²³⁾であった。多賀丞はそのことに気がつき、吉之助に「武士之無刀ニ而門前江罷出候義、如何に可有之哉之旨」意見した。すると吉之助は「貴様などの様成未熟の者に脇差ハ入不申、無刀ニ而もくるしく無之旨」挑発してきたため、多賀丞は「左候ハ、自分をあな取被申候や」と問いただした。それでも吉之助は「中々貴様杯に被切候拙者ニてハ無之候、きられ候ハ、切見申候」とさらに挑発して取り合わなかった。吉之助としては、行為に及べば大事に至る「切」という言葉を使って脅しをかけ、あしらおうとしたのであろう。ところが多賀丞は「左候ハ、切可申と申手もなく」抜き打ちに切りかかった。

多賀丞の一刀目は、間合いもあったようで、切っ先が外れて吉之助には薄手を負わせただけであった。切りかかられた吉之助は、薄手とはいえ怪我を負いながら、そして無刀ながらも押さえ込もうと

したか、多賀丞のほうに「少し寄りかゝ」っていった。多賀丞はそこに踏み込んで諸手で切り込み、肩から胸のあたりまで切り下げた。この二刀目で、吉之助は「其俣たをれ」で「事切れ」た。

吉之助が「事切れ」と、多賀丞は刀を納め、口論・刃傷の場に居合わせた道之進と同道して自宅に帰り、門前で道之進に「是迄者段々御心安被成下忝存候」と礼を述べて門内に入った。なお、口論・刃傷中は道之進に関する記述がなく、道之進は口論・刃傷に加勢も制止もしていないようである²⁴⁾。

この口論・刃傷の詳細は、当事者の一人、多賀丞の証言による。確かに「門前」での「無刀」は吉之助の過ちである。そして吉之助の「貴様などの様成未熟の者に脇差ハ入不申」や「貴様杯に被切候拙者ニてハ無之」という発言も、多賀丞が「自分をあな取被申候や」と反応したとおり、多賀丞への軽侮ととれよう。もう一人の当事者、吉之助はその場で「事切れ」たため、この口論・刃傷を吉之助の視点に立って見直すことはできない。ただ、口論・刃傷の場には、当事者ではないがもう一人、道之進が居合わせていた。道之進は、口論前に立ち話をしていた吉之助とはもちろん、刃傷後の多賀丞の「是迄者段々御心安被成下」という言葉から、親疎の程度は不明ながら、多賀丞とも付き合いがあったようである。そして前述のとおり、口論・刃傷に加勢も制止もしていないようである。その道之進は、七半時頃（午後5時頃）に源吾方から「其時之始末」を尋ねられた際に「多賀丞申口ニ同断」の証言をしている（133(2)頁下段4つ目の一つ書き）。口論・刃傷の詳細は、おおむね多賀丞の証言のとおりだったのであろう。

（2）母の差配（133(2)頁上段）

多賀丞が帰宅した時、父の源吾は「西津口夕番」（参考図1の⑤）で留守にしており、母は機場で機細工にとりかかっていた。吉之助を「切」って帰宅した多賀丞は、「袴着致し」て機場へ行き、母に「唯今私不得止事鈴木吉之助と致口論及刃傷」んだため「唯今自殺仕」と告げ、両親に対する「甚だ不孝」を詫びている。

こうして、これから砲術見物に行くはずの多賀丞から「唯今自殺仕」と告げられ、突如として容易ならぬ判断を迫られることになった母は、源吾が「御番」（西津口夕番）で留守のため、まずは源吾に知らせて帰宅を待ち、帰宅した後で「如何様共御差図」があらうからその「御差図」を仰ごうと、父に判断を委ねさせて「既ニ自殺可致所」とどまらせている。

そうした上で、母が多賀丞に「及刃傷候次第一通届帰候哉」と尋ねると、多賀丞からは「此義ハ心付不申、不調法」であったという答えが返ってきた。前述のとおり、多賀丞は道之進と同道してそのまま帰宅しているが、これは刃傷の直後であったためであろうか、ここでは届けずに帰宅したことを「不調法」であったといい、多賀丞自身は「及刃傷候次第一通届」ける「届」の必要性を認識・理解していたようである。

母としては、まずは「西津口」にいる源吾に知らせなければ、そして源吾に「夕番」の途中で帰って来てもらわなければならない。そこで母は、「同家」で「御同番所」の浜名平八²⁵⁾（平八家2代目の次男が源吾家初代、参考図1の⑥）に出番を交代して源吾を帰宅させるよう頼むことにした。なお、依頼に際して、母は源吾の交代と帰宅が必要な理由を「多賀丞急病ニ而御座候間」としている。こう

して源吾方から交代を依頼された平八方では、平八が出番の支度に取りかかり、並行して平八の子で部屋住みの紋左衛門²⁶⁾が自宅を出て源吾宅へ向かった。

母は、平八宅から駆けつけた紋左衛門に「かく々々の次第二候」と口論・刃傷の経緯と現状を話すと、この紋左衛門に、前述の多賀丞が届けずに帰宅した「届」を「宜届呉候様ニ」と頼んでいる。しかし、後述するとおり「届」は紋左衛門一人で処理できるものではなかった。紋左衛門は、御旗奉行の江坂作左衛門父子²⁷⁾（子は御供番・御給仕方兼帯の源之進、参考図1の⑦）に経緯と現状を話して「御相談」してから届けるよう勧めると、自身は「少も早平八を代り合ニ遣可申」と源吾宅を引き取り、作左衛門父子に一報を入れて自宅に戻った。こうして紋左衛門が戻ると、平八はすぐに番所へ向かい、源吾と出番を交代した。

(3) 中安治左衛門への届 (133(2)頁上段～下段)

源吾が帰宅した後、源吾宅では「相談之上」で、「近所」の御先手者頭役の名和庄太夫（参考図1の⑧）の子で御供番の富右衛門²⁸⁾（31歳）をとおして、中安治左衛門に届けると決まり、富右衛門に経緯と現状を話して「届」を頼んでいる。また、この時、源吾は「未吉之助殿御様子も承知不致候」ため、多賀丞の自殺を「指留」めており、「吉之助殿御様子如何御坐候哉致承知度」と話し、富右衛門には「吉之助殿御様子」の確認も頼んでいた。こうして、富右衛門は「届」と「吉之助殿御様子」の確認という軽からざる役目を任されることになったのであるが、その人選は「多賀丞平日心安故」という多賀丞本人との人間関係が理由であった。

「届」と「吉之助殿御様子」の確認を依頼された富右衛門は、すぐに治左衛門宅を訪れて「親類方」との面会を申し入れ、応対に出た御先手御馬廻の可児源左衛門²⁹⁾に「届」と「吉之助殿御様子」の確認の口上を上げている。すると治左衛門方からは、こちらも伺わなければと思っていたところで、吉之助は「未養生最中」のため、多賀丞の切腹は「御差留可被下」という返事があり、吉之助は生存していた。さらに治左衛門方は、治左衛門も源吾方に伺いたいところであるが、「疵も深く介抱致罷在」るため、「此度宜頼入」と続けた。「疵」は「深」いが、やはり吉之助は生存しているようである。

ここで、多賀丞の証言（「事切れ申候」）と治左衛門方の返事（「未養生最中ニ而御坐候」）との間で吉之助の生死に食い違いを生じているが、この一つ書きには但し書きがあって、そこで食い違いについて説明がなされている。その但し書きによると、多賀丞が「即死」と証言しているところに「養生最中」という返事が来ては「不都合之様」であろうが、治左衛門方は「俟使無之内ニ内（治左衛門宅一筆者注）江引入被申」たため、勝手な判断を控えて「養生最中と被申越」たのであって、内々に聞いたところによれば、吉之助は「即死ニ者紛無之趣」であったという。源吾方では、治左衛門方の事情を推し量りながら、それでもやはり、吉之助は刃傷で死亡したものと確実視していたようである。

(4) 鳥居彦兵衛への口上 (133(2)頁下段～132(3)頁上段)

こうして吉之助の「生存」を確認した源吾は、御先手者頭役の高田五郎次郎³⁰⁾（参考図1の⑨）をとおして、組頭役の鳥居彦兵衛³¹⁾（参考図2の①）に口上を上げている（差出人は源吾、宛名は五郎

次郎)。ただ、この口上は、末尾に「此段追而御書付可申達候得共、先是等之趣御聞置被下度旨申達候」とあるように概報で、経緯と現状は略記するにとどめている。暮六時分（午後6時頃）には、五郎次郎が彦兵衛宅から帰り、源吾方に彦兵衛は「右（口上一筆者注）之次第被承届」たようであるという案内があった。

なお、源吾はこうして先に口上を以て組頭衆に「一通り申達」すにあたり、再び前出の名和富右衛門をとおして、治左衛門に組頭衆にはこうして「申達」したいと、その手立てを掛け合っていた。

（5）吉之助の「死亡」（132(3)頁上段）

七半時過（午後5時頃）、ここで、御先手者頭役の本多孫左衛門³²⁾（参考図1の⑩）が源吾宅を訪れ、吉之助が「事切レ」たので「親類方之内參被見可候」と「内々被知」ている。源吾方では、御先手御馬廻の加藤祖太夫（参考図1の⑪）が中安治左衛門宅を訪れて「親類中」との面会を申し入れ、応対に出た御先手者頭役の鶴田彦之丞³³⁾と前出の可児源左衛門に「吉之助容体」を尋ねている。そうしたところ、彦之丞と源左衛門からも、孫左衛門から「内々被知候」とおりに「吉之助只今事切レ」たという答えが返ってきた。

なお、この時、彦之丞と源左衛門は、前述の名和富右衛門への応対時と同様にここでも、治左衛門方から知らせを上げるべきところ「預御尋忝存⁽⁵⁾」と続けている。もとより治左衛門は刃傷一件の第三者であり、また「浜名鈴木刃傷一件」自体が多賀丞（源吾）方の視点で書かれているということもあって、ここまで源吾方が治左衛門方に働きかける構図で進展してきたが、治左衛門も治左衛門で、対応を模索しながら、事後処理にあたっていたようである。

こうして、七半時過（午後5時頃）に吉之助が「死亡」すると、その情報はすぐに源吾方と治左衛門との間で共有されたが、源吾方には孫左衛門が「内々被知」ていた。吉之助の「死亡」の確定とその情報の伝達・共有の裏には、御先手者頭役の本多孫左衛門の動きが垣間見えよう。

（6）組頭衆への達書（132(3)頁上段～下段）

「即死」「養生最中」「事切レ」と吉之助の生死に関する情報が変化していく中、源吾は、鳥居彦兵衛への口上で「追而御書付可申達候」としていた組頭衆への「御書付」（達書）を上げている（差出人・宛名は彦兵衛への口上と同じ）。

前述のとおり、彦兵衛への口上は概報で、この組頭衆への達書が詳報であった。そのため、この達書には口論・刃傷の詳細も記されており、組頭衆にはここではじめて、口論・刃傷の内容が明らかにされたのであるが、前述の多賀丞の証言とは異なる箇所がある。達書での口論・刃傷の詳細は、次のとおりである。

多賀丞は、吉之助と道之進が「遊居候」ところを通りかかり、吉之助に「遊被居候体不宜候旨」意見した。すると吉之助が「御手前杯未熟之者ニ心遣ハ無之哉」と挑発してきたため、「左候ハ、自分を見下ケ候而被申哉」とただした。それでも吉之助が「貴様杯ニ被切候自分に而ハ無之候哉」とさらに挑発してきたため、やむをえず「切倒」した。

これは、源吾が「倅江様子相尋」ねて記しているため、前述の証言もこの達書もともに、多賀丞自

身の口から語られたものということになる。ところがここでは、多賀丞は「武士之無刀ニ而門前江罷出候義、如何に可有之哉之旨」ではなく「遊居候体不宜候旨」意見し、また吉之助も「未熟の者に脇差ハ入不申、無刀ニ而もくるしく無之旨」ではなく「未熟之者ニ心遣ハ無之哉」と挑発している。まず、口論の原因が「無刀」でいたことから「遊」んでいたことに変えられており、さらに、口論の最中の多賀丞・吉之助の発言からも「無刀」という言葉が削られている。口論・刃傷から時間が経過しているとはいえ、証言と達書との間には、口論・刃傷の性質や多賀丞自身の評価に影響しかねないほどの違いがある。

もっとも、前述の吉之助の生死に食い違いを生じた一つ書きに続いて、この達書にも但し書きあって、そこで「無刀」について説明がなされている。その但し書きによると、達書に「無刀と書出候事」は「先江対遠慮」もあり、「何も及相談」び「右之通相認」めたが、「御尋も有之候上ハ実を可申」と申し合わせていたところ、果たして「御尋」があったので、ここでは「有躰ニ申達」したという。しかも、「無刀之儀者不相認候」ことは本多孫左衛門から中安治左衛門にも取り計らっておくよう、御先手者頭役の竹岡常右衛門³⁴⁾(参考図2の②)が同役の孫左衛門と「内々」に申し合わせていたというのである。源吾方と治左衛門方は、常右衛門と孫左衛門を介して情報を共有して、意思の疎通を図りながら、対応にあたっていたのであった。

なお、源吾が多賀丞に尋ね、「何も及相談」び、「相認」めた組頭衆への達書は、御先手御馬廻の加藤祖太夫が、組頭衆に上げる前に治左衛門に持参して文面を見せていた。この時、治左衛門は「暫熟読之上ニ而」返したいといい、いったん、祖太夫から達書を預かっている。こうして治左衛門が「熟読」した達書はその後、祖太夫が御先手者頭役の孫左衛門に持参しているが、孫左衛門からは「何之存寄も無之」が、文中の「治左衛門留守」は「治左衛門義ハ在宿致罷在候様」直すようにと指示があり、ここで達書の一部に修正が加えられていた。

また、孫左衛門に達書を持参するに際して、祖太夫は源吾の達書とは別に「治左衛門方達書」も持参しており、孫左衛門は「治左衛門方達書」を「何も一覽之上可返」と源吾方に「治左衛門方達書」を預けて「一覽」させている。「治左衛門方達書」はその後、源吾方が孫兵衛と同役の常右衛門に持参して、そして孫左衛門に返された。「治左衛門方達書」の内容に関しては未詳であるが、組頭衆には、源吾方と治左衛門方の双方から達書が上げられたようである。組頭衆に達書を上げるにあたり、源吾、治左衛門、孫左衛門の三者は、情報を提供し合い、内容を確認し合いながら、合意形成を図っていたといえよう。

(7) 鳥居彦兵衛への書付(132(3)頁下段～131(4)頁上段)

ところで源吾は、御先手者頭役の高田五郎次郎をとおして口上を上げ、組頭衆への達書で「此段鳥居彦兵衛殿迄宜御申達可被下候」としていた組頭役の鳥居彦兵衛、その本人にも「内々」に書付を上げていた。その書付の5つある一つ書きの1つ目には、吉之助が「養生不相叶、暮前相果」てたことを承知しているとある。源吾は、彦兵衛への口上では「養生之内」、組頭衆への達書でも「唯今致養生罷在」としていたが、ここでは吉之助が「暮前相果」てたことを把握していると明かしている。そうして多賀丞の切腹を念頭に置いた上で、多賀丞への「切腹」の申し付けや「御上」による「御吟

味」の有無、「検使」の要請など、かかる諸事について尋ね、最後に「清巖寺」³⁵⁾を「切腹場所」にしたいと希望を伝えている。

源吾方は、この書付を五郎次郎と同役の竹岡常右衛門をとおして、五郎次郎に上げているが、時刻は夜九前時（午前0時頃）であったという。なお、この時、常右衛門は五郎次郎に多賀丞の「指扣之義」も「伺」うよう頼んでいる。五郎次郎は彦兵衛に「即刻達被呉」、そうしたところ、おそらく応対に出た家士であろう、「御承知」になられて「何事も追而」話すと「御挨拶」があったといい、五郎次郎は多賀丞宅を訪れて彦兵衛方の「御挨拶」を伝えている。

(8) 6日、切腹の申渡 (131(4)頁上段～下段)

翌6日四時（午前10時頃）、御先手者頭役の高田五郎次郎と小浜大目付役の吉田仙右衛門³⁶⁾（参考図1の⑫）が源吾宅を訪れ、「昨日吉之助方口論之義」を多賀丞本人に「直ニ」尋ねている。五郎次郎と仙右衛門によれば、これは組頭役の鳥居彦兵衛の指示で、多賀丞本人から「口論之次第有体ニ」聞くためであるという。そして、この時、五郎次郎は「刀ハ鞘ニ納候而被帰候哉、又者其俣ニ而被罷帰候哉」と刃傷の場から自宅までの間の刀の状態を尋ねている。これは乱心の確認であろうか。多賀丞が「刀ハ其俣鞘ニ納候而被帰候」とその場で刀を納めて帰宅したと答えると、これが最後の確認事項であったようで、五郎次郎と仙右衛門は源吾宅を引き取って行った。

なお、五郎次郎と仙右衛門が「口論之刻之義一通承ニ」源吾宅を訪れた時、多賀丞は「鏡を出し貌を得と見」てから、五郎次郎と仙右衛門が待つ座敷へ出て行ったという。普段、多賀丞は「髪・月代・身成ニも一向不構」いたため、おそらくは加藤祖太夫であろう、刀傷一件を書き留めた人物は、「不審」がりながらも、「顔色ニ而も替り候やと存見」たのであろうかと思案をめぐらしている（130(5)頁上段4つ目の一つ書き）。

それから数刻の後、七時前（午後4時頃）に五郎次郎が再び源吾宅を訪れ、ここで源吾に多賀丞への切腹を申し渡している。この時、五郎次郎は、多賀丞への切腹は「御定法之通」り仰せ付けられたものであるとして、行為（「吉之助と致口論及刃傷ニ候」）は挙げるも原因（「無刀」）や結果（吉之助の死亡）には触れていない。そして、介錯は「御上」から仰せ付けられるべきであるが、多賀丞は「御上江抱候義ニ而ハ無之」ため、「何レ成共親類之内」に頼むようにと仰せ出だされたと続けている。源吾は、この切腹の申し渡しを「難有」きと「御請」した。

なお、切腹を申し渡した五郎次郎には、源吾とは「別段ニ」御鑑奉行役の興津善蔵³⁷⁾（参考図1の⑬）も、「結構」な仰せ付けで「親類共一統ニ難有仕合奉存候」と伝えている。善蔵は源吾の「親類」であったのであろう。その善蔵は、さらに「親類共一統ニ難有仕合奉存候」ことは「御席之節江被仰達被下候」とも頼んでいる。「御席之節」に「仰達被下」たいというその相手は、あるいは藩主の酒井忠貫であろうか。

こうして多賀丞への切腹が申し渡されると、続いて竹岡常右衛門から、検使（の一人）は五郎次郎が仰せ付けられたという知らせがあった。源吾方は、この時、常右衛門に「暫手間取」るであろうからこちらから「御案内」として伝えたが、その五郎次郎への案内に「殊外手間取」っていた。そうして日も暮れてきた頃、源吾宅に五郎次郎から「樋口兵蔵紙面」が届けられた。その「樋口兵蔵紙面」

は、検使（のもう一人）は仙右衛門が務める予定であったが、私（大目付役の樋口兵藏³⁸）（参考図1の⑭）が務めることになったと、検使の交代を告げる「手紙」であった。

（9）切腹場所の変更（131(4)頁下段）

前述のとおり、源吾は、組頭役の鳥居彦兵衛に清巖寺を切腹場所にしたいと希望を伝えていた。ところが、その清巖寺から、「旦那寺」であれば「兎も角も致可申候」が、「旦那家」でなく、その上「第一上皇帝^(繪)倫旨も有之」れば「寺穢」にもなるので、「外御頼可被下」と断りが入った。この時、源吾方が「御上ハ被仰付候ハ、如何可有之哉」と尋ねると、清巖寺方は「御上ニ被仰付候ハ、いか様共可仕」と答えたため、源吾方は彦兵衛に「御上」から「清巖寺江切腹場所ニ」仰せ付けてもらえるよう「御声被懸度」と「内分」に取り計らいを頼んでいる。

しかし、七半時過（午後5時頃）、彦兵衛から「御上」からの仰せ付けは「難相成」く、また源吾方が自ら清巖寺と再交渉することも「不相成」、切腹は「宅ニ而」、手狭ならば「庭ニ而も」、「何方ニ而も勝手次第ニ仕候様ニ」との指示があり、ここで清巖寺での切腹の望みは絶たれた。源吾方は急いで旦那寺の空印寺³⁹に頼むも「不相成哉」、続けて長源寺⁴⁰、源応寺⁴¹（参考図1の⑮）と頼むも「旦那之義」であれば「承知可致候」が、やはり「外旦那之義」では「難相成哉」、旦那寺を含む3寺にも断られ、やむをえず多賀丞は、「乍手狭源吾宅ニ而」切腹することになった。

（10）切腹前の多賀丞（131(4)頁下段～130(5)頁上段）

源吾方では、切腹の用意は前日の夜のうちにできていたが、このように場所の決定が難航したため、切腹も引き延ばしになっていた。しかし、多賀丞本人はというと、切腹を前にしてもなお、縁側に出ては「少しも平日ニ不相替」話をし、夜食を出されては「平日之通」快食したといい、源吾宅では、こうして多賀丞が平生と変わることなく過ごしているうちに、さらに「段々刻限延引」していた。

そのような状況の中、源吾宅では「何も相談之上」で、いよいよ多賀丞に切腹させると決まり、検使の高田五郎次郎に知らせて出役を乞い、切腹の準備に取りかかった。ここで多賀丞も、間もなく検使が到着されようから支度するようにと告げられると、「左候ハ、」と「小便ニ参」り、衣服を直して支度を終えている。なお、この「小便ニ参」った時も、付き添った多門⁴²によると、多賀丞は「平日ニ少シも不違状小便致」したという。

また、多賀丞は、仕度を終わるとすぐにも「切腹場」へ出て行こうとしている様子であったといい、周囲の面々が、検使が到着するまで「たはこニ而も給候へ」と勧めている。多賀丞は、この勧めに「左候ハ、」と従って茶とたばこを喫しているが、この時も、「扇子を持って腹切候真似杯」しながら「未検使見へ不申哉」と尋ね、「切腹を急キ申候様子」であったという。そして、周囲の面々が「随分と心を静め可申」と言葉をかけても、まだ年若く「切腹之致様」も江坂源之進に教えられたばかりであったためであろうか、「又々扇子を以、ひた物切腹之稽古」をしたという。

(11) 切腹 (130(5)頁上段～下段)

多賀丞が「切腹を急キ申候様」なる中、夜五半時頃（午後9時頃）、源吾宅に検使の高田五郎次郎と樋口兵蔵が到着した。しかし、到着してもまだ、検使には親類中との挨拶があったため、周囲の面々は、再び多賀丞に「多葉粉ニ而も給、心静ニ致し切腹可致」と勧めている。すると多賀丞も、再び勧めに従って「又々煙草三服」喫い、そして煙草入・きせる・鼻紙入を伝六⁴³⁾に渡すと、周囲の面々に「唯今迄何も様段々御世話ニ被成下承存候、此度尚更御世話ニ可相成と存候、何分宜頼候」と挨拶し、「切腹場所」へ出て行った。その「切腹場所」でも、多賀丞は検使に「何茂様御苦勞存候段」礼を述べ、その様子は「少もわるひれず、何も驚人」ったという。

多賀丞の「切腹場所」は自宅の座敷で、新畳二畳を並べ、その上に白木綿一重を敷き、その周りに屏風を立てたという一室の中の一区画、約2畳分の空間であった。その「切腹場畳之上」に「白帷子二ツ麻上下」を着用した多賀丞が着座すると、そこに「腹切刀」を持った浜名紋左衛門と「染帷子麻上下」を着用した介錯の御先手御馬廻の粕屋富之丞⁴⁴⁾（参考図1の⑩）が入って来た。なお、この介錯は、はじめ紋左衛門に頼んだのだが、「私義部屋住之義如何と存候間、外得相頼呉候様」と断られたため、富之丞に頼んだという経緯があった。ちなみに、源吾方は、この切腹の諸事は関東組者頭役の伊藤右近兵衛⁴⁵⁾（参考図1の⑰）に尋ねて取り計らったという。

多賀丞が「両はたをぬき、心静に三方を引寄（「腹切刀」を一筆者注）戴」いたところで、富之丞が首を打ち落とした。田中太右衛門⁴⁶⁾（参考図1の⑱）がその首を取り上げると、検使に見せて挨拶し、多賀丞の切腹は終わった。「十六歳ニ而ハ見事なる最期」であったという。

こうして多賀丞が切腹した後、竹岡常右衛門が検使の高田五郎次郎に「若年故諸事省略仕不参届」かと尋ねると、五郎次郎は「諸事参届」けると答えている。そして常右衛門と五郎次郎は源吾宅を引き取っていった。以上が多賀丞と吉之助の刃傷一件である。

まとめにかえて

その後、源吾は加藤伊左衛門⁴⁷⁾の三男を養子に迎え、その養子は安永2年（1773）に召し出されている（浜名加藤治兼富、明和5年当時は21歳）⁴⁸⁾。この加藤伊左衛門とは「此書ハ加藤祖大夫方書留之哉」と推測されている祖太夫の父であり、源吾家に養子に入った三男とは祖太夫の実弟であった。また、多賀丞を介錯した粕屋富之丞も伊左衛門の二男、すなわち祖太夫の実弟で、粕屋四郎兵衛家に養子に入っていた。

「浜名鈴木刃傷一件」の著者は多賀丞を「十六歳ニ而ハ見事」「終始年比ニハ行届候事」と評価している。刃傷一件前から源吾と親戚関係にあった可能性もあるが、当時の源吾方の内部の事情や状況を詳しく知り、切腹前の多賀丞と間近に接し、その後に源吾家と養子縁組を結んだ祖太夫が「浜名鈴木刃傷一件」を書き留めたという推測は、確かなのではないであろうか。

なお、浜名加藤治は、「安永三年小浜藩家臣由緒書」では「延宝三年被召出。安永三年迄百年」の源吾家と別の「安永二年被召出」の加藤治家として扱われているが⁴⁹⁾、「寛政六年分限帳」では「一九拾石 浜名嘉藤次□」と源吾家の初代にさかのぼって「忠直様御代之衆」であることを示す「□」印が付されている⁵⁰⁾。

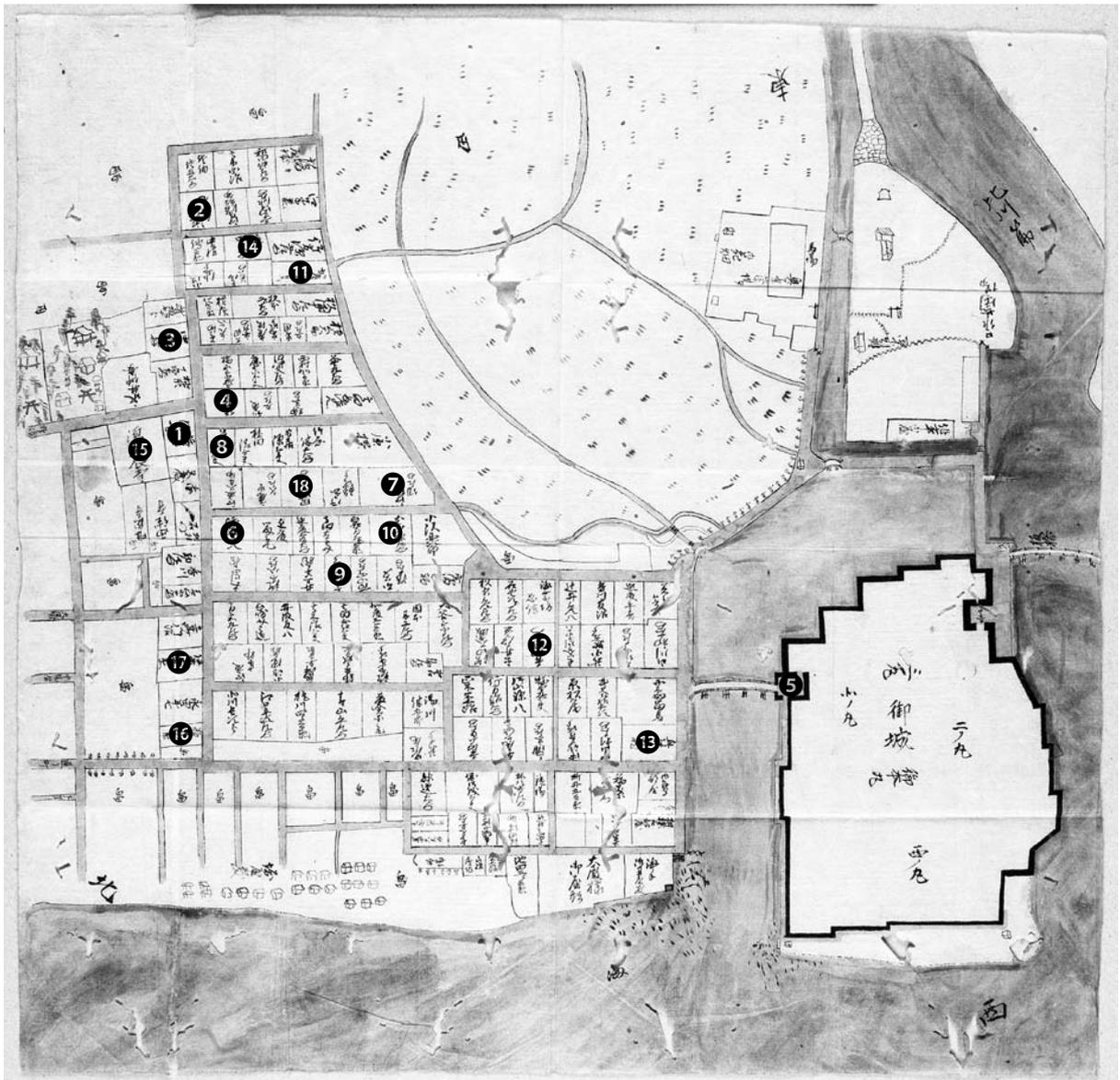
その加藤治より5つ若い多賀丞の切腹は、加藤祖太夫であろう自筆本から「矢部氏蔵書」、天保3年（1832、あるいは弘化3年（1846））秋の「矢部氏蔵書」写本、「若狭事歴類合」、そして大正5年（1916）11月の「中田顕蔵」写本と書き写されていった。多賀丞も前述の加賀藩の杉本九十郎もともに、口論・刃傷を切腹という刑で罰せられたのであり、その「見事」という評価は、切腹という条件が備わることで、はじめて成り立つものである。そうすると、このような刃傷一件における多賀丞の行動と態度が、そのまま“武士”の規範になるとは考えにくくなる。

しかし、ここで多賀丞を「見事」と評価した第三者も“武士”である。「浜名鈴木刃傷一件」には、口論・刃傷にどのように対処したか、そして切腹がどのように行われたか、その事例の記録という側面もあろう。ただ、評価の当事者も第三者も“武士”であることを考えると、「後世ニ残し可置ため」に書き留め、そして書き写されていった、その行為をとおして刃傷一件における多賀丞の行動と態度、とくに刃傷から切腹までの間の心構えは、“武士”の武人としての心性を媒介として同時代の第三者、そして後世に共有されえたのではないであろうか。

吉之助が「無刀」であることに気がつき、「武士之無刀ニ而門前ニ罷出候義、如何」と意見した多賀丞のその言葉からは、多賀丞の“武士”に対する認識と“武士”としての自意識の一端を窺い知ることができる。加藤祖太夫が、そして第三者が、この刃傷一件をとおしてそれを共有して受け継いだとすれば、たとえ外的に表出せずとも、あるいは体現せずとも、内的に自己の武人としての心性を見直し、そして自己評価する、多賀丞は、その契機になったと考えられよう。

このように一人ひとりの“武士”が、事例をとおして武人としての心性を再確認していたとすると、一つひとつの実例が、一人ひとりの“武士”、ひいては近世“武士”の武人としての心性の維持につながるという重要な意味をもってくる。そうすると、この「浜名鈴木刃傷一件」もまた、小浜藩士の武人としての心性、そして近世“武士”の武人としての側面を探る手がかりの一つになるだろう。

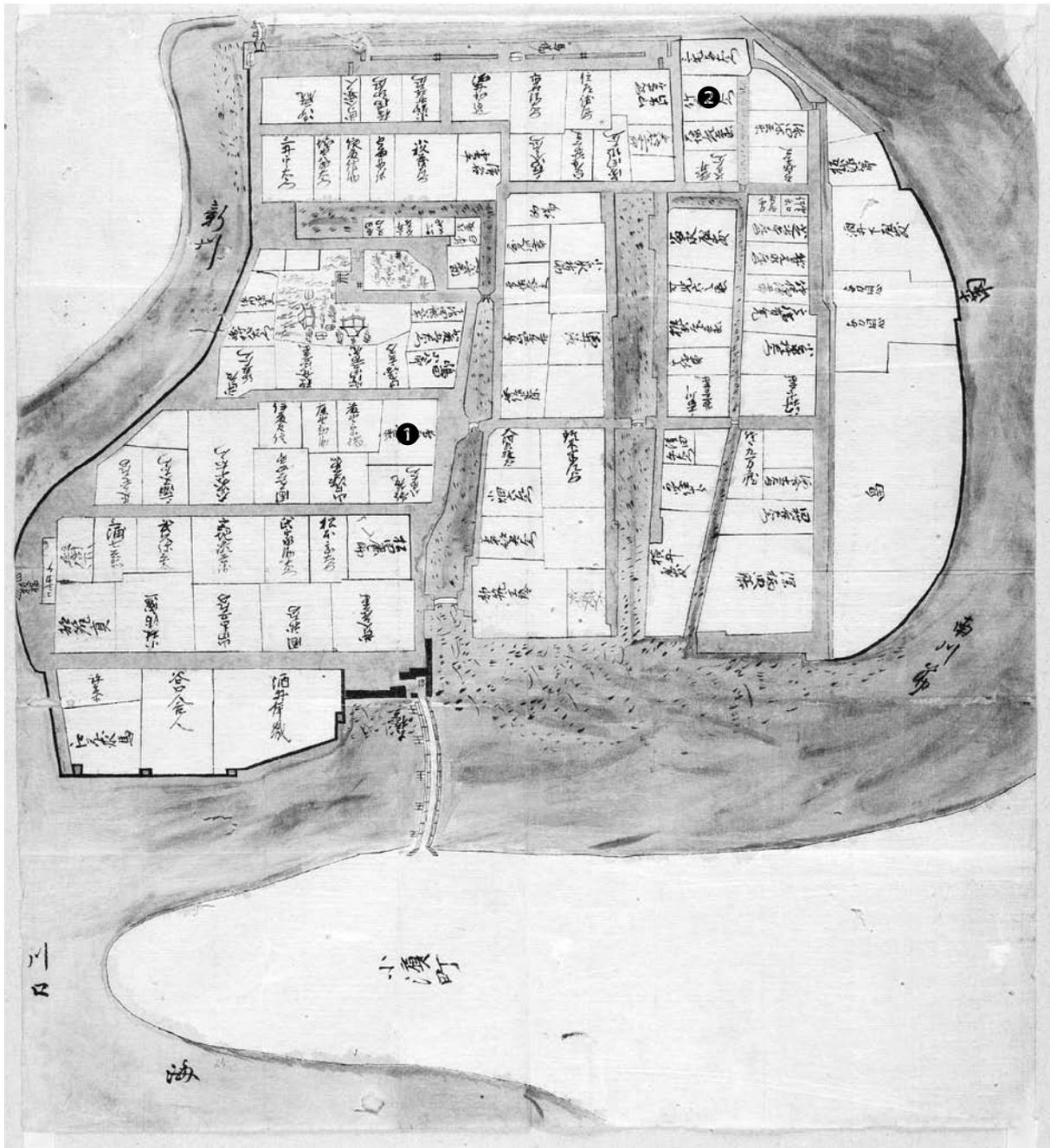
参考図1 「小浜城并西津侍屋敷図」明和5年(1768)カ⁵¹⁾



(須田家文書、福井県立若狭歴史博物館所蔵・画像提供)

- ① 浜名源吾・多賀丞宅
- ② 中根伝兵衛・半市宅
- ③ 中安治左衛門宅
- ④ 坂道之進宅
- ⑤ 西津口
- ⑥ 浜名平八・紋左衛門宅
- ⑦ 江坂作左衛門・源之進宅
- ⑧ 名和庄太夫・富右衛門宅
- ⑨ 高田五郎次郎宅
- ⑩ 本多孫左衛門宅
- ⑪ 加藤祖太夫宅
- ⑫ 吉田仙右衛門宅
- ⑬ 興津善藏宅
- ⑭ 樋口兵藏宅
- ⑮ 源応寺
- ⑯ 粕屋富之丞宅カ
- ⑰ 伊藤右近兵衛宅
- ⑱ 田中太右衛門宅カ

参考図2 「竹原侍屋敷絵図」明和5年(1768)カ⁵²⁾



(須田家文書、福井県立若狭歴史博物館所蔵・画像提供)

- ① 鳥居彦兵衛宅 ② 竹岡常右衛門宅

注

- 1) 請求番号は国史：つ4 5。なお、福井県文書館に同資料の複製本（写真帳）が所蔵されている（資料番号はX0020-00208、複製本番号はX-1271(33頁～70頁)、モノクロ版）。
- 2) 延宝3年（1675）に召し出された浜名家の3代目源吾兼良。源吾は享保14年（1729）に跡式100石を相続、御先手御馬廻。明和5年（1768）当時も100石、御先手御馬廻、51歳（『安永三年小浜藩家臣由緒書』（『小浜市史』藩政史料編二（小浜市役所、1985年）23頁～24頁））。
- 3) 明和3年（1766）に6人扶持であったことは確認できるが（『明和三年小浜分限帳』（『小浜市史』藩政史料編二、519頁）、鈴木家の来歴や親子関係、住まいについては未詳である）。
- 4) 「天保三」が誤りで「丙午」が正しければ、天明6年（1786）、または弘化3年（1846）、あるいは明治39年（1906）年である。
- 5) 元和2年（1616）に酒井家の旧領の川越で召し出された加藤家の5代目祖太夫豊章。祖太夫は宝暦3年（1753）に召し出し、御供番。宝暦13年（1763）に家督210石を相続、御先手御馬廻。明和5年当時も210石、御先手御馬廻、37歳（『安永三年小浜藩家臣由緒書』（『小浜市史』藩政史料編二、77頁～78頁））。
- 6) 平成11年（1999）7月に福井県総務部文書学事課（当時）が、福井県立公文書館（現在の福井県文書館、当時は開館準備中）で複製本を公開するため、原蔵者を調査している。その調査の時点で山田祐の後継者を確認することはできなかったようである（複製本は京都大学文学部文学部閲覧室（当時）の許可をもって公開）。
- 7) 加越能文庫「政隣記」従宝永元年到同7年（金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵、請求番号は16.28-11）、郷土資料「杉本九十郎喧嘩一件」（同、請求番号は090-454）、同「杉本九十郎喧嘩一件」（同、請求番号は090-1580）。なお、この喧嘩一件は、千葉徳爾氏が中級武士・下級武士・大名の切腹を比較検討する中で下級武士の切腹の事例として（千葉徳爾『日本人はなぜ切腹するのか』（東京堂出版、1994年）44頁～48頁）、山本博文氏が喧嘩両成敗による切腹の一例として（山本博文『切腹 日本人の責任の取り方』（光文社、2003年）69頁～74頁）、それぞれ取り上げている。
- 8) 近世における武士による喧嘩は、「惣無事」の中で自立性を要請される戦闘者としての「ジレマ」（高木昭作『日本近世国家史の研究』（岩波書店、1990年））や戦闘者としてのエネルギーをはき出す「一種の安全弁」（柴田純『江戸時代の武士の日常生活』（講談社、2000年））、戦場の「代用品」（池上英子『名誉と順応－サムライ精神の歴史社会学』（NTT出版株式会社、2000年））であったとされる。谷口眞子氏は、これらの先行研究をふまえて「深い子細のない当座の喧嘩」には喧嘩両成敗が適用されたが、「乱心・酔狂にもとづく攻撃、強盗や筋違いの遺恨による意図的な攻撃などに対して、自己あるいは第三者の生命を守るために実力行使に及ぶことは正当とされて」誤想防衛も含めて正当防衛が認められており、その正当防衛は武士の責務として「受動的防衛の範囲を超えて、能動的に暴力を鎮圧するよう『強制』」されていたとしている。（谷口眞子『近世社会と法規範 名誉・身分・実力行使』（吉川弘文館、2005年））。
- 9) 九十郎は4日に御徒頭の青地弥四郎（父の三丞の上役）に御預となり、さらに9日に人持組の竹田宇右衛門に御預替となり、そして29日に宇右衛門宅で切腹している（この間、父の三丞は藩外にいて不在）。弥四郎は御預の前日の3日の時点で「長生仕候者相応之御用ニも相立可申処、別而残念存候段」と評価していたが、御預の後も「九十郎儀、弥四郎宅へ引取候以後万端様子、兎角筆紙ニ可申趣も無之見事成仕方、一々不被申述候、拙者共初小頭中ホも落涙而已と可被思召候、扱々惜キ者、成長仕候者如何様ニも御用ニも相立可申者ヲと存斗ニ御座候」と評価を変えず、そして御預替の後も「彼宅へ罷越候已後茂、万端神妙成儀共ニ而、何茂感入被申、一統惜キ者与申斗ニ御座候」と評価を続け、さらには宇右衛門方も「日事万端神妙成仕形、宇右衛門并家来迄感入申躰ニ御座候」という（前掲注7「杉本九十郎喧嘩一件」（090-454）、読点は筆者による）。
- 10) 加賀藩士の津田政隣は、編年史料「政隣記」でこの喧嘩一件を取り上げ、金沢の弥四郎・室新助（室鳩巢）から江戸の三丞への「直筆之紙面より要文を抜書」している。その中で、弥四郎・新助は切腹の直後に「幼少ニて神妙などいふおろか、千万之中ニも有難き人傑、伝聞之者男となく女となく泪を不落ハなし」と評価している（前掲注7「政隣記」、読点は筆者による）。また、後に新助は教訓的随筆『駿台雑話』の中で「いかなる勇烈老功の士たりといふとも、是には過まじきと見えしとて、其場に有合し人々、年を経て後迄も語り出して、涙おと

さぬはなし。」と追想して「多年学問して儒者といはるゝ身にて、かの童蒙無知の九十郎が覚悟にさへおとるべき事かは。いとづかしきこゝろならずや。諸君も常にこゝを察して、よく々々省み給ふべし。」と忠言している（室鳩巢著・森銚三校訂『駿台雑話』（岩波書店、1936年）「葉公の龍」32～34頁）。

- 11) 南葵文庫（東京大学附属図書館所蔵）にも「雲浜城巖秘録」が収められており（『国書総目録』第一巻（岩波文庫、補訂版1989年）、東京大学 OPAC）、酒井家文庫本19-43「雲浜城巖秘録」が「雲浜巖秘録」と同様の内容であることから、南葵文庫本もおそらく「雲浜巖秘録」と同様の内容であると考えられるが、未調査である。なお、東京大学 OPAC によると写本で、巻末に「岳墅氏」、奥書に「文化年中岳塾定静寫之者也」（朱筆）、印記「妻木蔵」「南葵文庫」、朱筆書き入れあり、虫損あり。
- 12) 日枝神社（福井県大飯郡おおい町本郷）の附属会館で、「本館は、一面当神社の宗教活動の拠点として、又一面は本郷区の公民館的存在として」発足（建物は昭和28年6月末に落成）したという（『山王余滴』29.1.15（日枝神社附属山王会館、1954年））。
- 13) 『雲浜巖秘録』郷土叢書二（本郷山王会館、1956年）。
- 14) 『山王余滴』31.9.15（山王会館、1956年）。
- 15) 前掲注12。
- 16) 翻刻本は、表紙の左上に底本の外題からの転写と思しき「雲浜巖秘録」という書名があるが、その筆跡は前出の5点いずれとも異なる。なお、書名の下に同様に転写と思しき「若州小浜住人田辺義澄」という署名があるが、この「田辺義澄」という人名も前出の5点では確認できない。また、巻頭に目録があるが、これも前出の5点の目録（酒井家文庫本19-43）とは異なる部分がある。さらに、本文の途中で「（以下破れて不明）」とあって底本は後欠のようであるが、前出の5点はいずれも大きな欠損はなく、後書まで確認できる。
- 17) 前掲注4のとおり、「浜名鈴木刃傷一件」の奥書は、年と干支が符合していない。年が誤りで干支が正しいとすると、「浜名鈴木刃傷一件」も、「雲浜巖秘録」と同じ年「弘化三年丙午」に同じ人物「平阿曾美清望」が書写したという可能性が高くなる。
- 18) 嘉永5年（1852）時点で小浜藩士に「矢部三五郎」（11人扶持、留守居組）と「矢部元之助」（30俵3人、用人支配）という二人の「矢部氏」が確認できる（「嘉永五年小浜分限帳」（『小浜市史』藩政史料編二、559頁・561頁）。さかのぼって寛政6年（1794）時点で確認できる「矢部氏」は「矢部慶右衛門」（100石、江戸大目附）の一人のみである（「寛政六年分限帳」（同、542頁））。慶右衛門は元禄15年（1702）に召し出された矢部家の4代目慶右衛門義浮で、2代目玄益順昌（在江戸の医師）の子の一人は玄益の家督を相続し（3代目此右衛門義厚）、もう一人は宝井家（玄益と同じ在江戸の医家）に養子に入って跡式を相続しており（3代目玄喜義之）、矢部家は3代目此右衛門から医業を離れている（「安永三年小浜藩家臣由緒書」（同、311頁・327頁～328頁））。なお、初代謙庵から4代目慶右衛門（遅くとも寛政6年）までは在江戸であり（「正徳二年江戸分限帳」（同、479頁・482頁）、「寛延元年江戸分限帳」（同、503頁・506頁）、「天明四年江戸分限帳」（同、525頁）、前出「寛政六年分限帳」）、この間、在小浜の「矢部氏」はいないようであるが、文化8年（1811）時点で京都に「矢部山平」（扶持方六人外切米江戸渡）という「矢部氏」が確認できる（文化八年京都分限帳（同、547頁））。この「矢部山平」が「矢部慶右衛門」と「矢部三五郎」（あるいは「矢部元之助」）を結ぶ人物であろうか。
- 19) 林屋辰三郎（聞き手 朝尾直弘・大山喬平）「国史学会の今昔（41）戦中戦後 京都の日本史学会（上）」（『日本歴史』十月号・第五八一号（吉川弘文館、1996年）49頁）。この他、東京大学史料編纂所による「大韓民国・国史編纂委員会所蔵朝鮮総督府修史事業関係史料の調査」（平成13年（2001）9月9日～15日）において「日本国内で作成され送付されたもの、あるいはその写本かと思われる」「日鮮関係史料 五七冊」の第21冊・1頁目に「大正八年三月一日 中枢院受付／中田顕蔵 京都」という記載が確認されている（『東京大学史料編纂所報』第37号（東京大学史料編纂所、2002年）129頁）。また、昭和7年（1932）4月16日に「京大本部楼上なる大ホール」で「京大に於て自分（喜田貞吉一筆者注）の講義を聴かれた人々を中心になって」催された喜田貞吉の還暦祝賀記念会の「醸金者芳名」と「晩餐会出席者芳名」に「中田顕蔵」とある（『喜田貞吉著作集』（全14巻）第一四巻 六十年の回顧・日誌（平凡社、1982年）

190頁・197頁。初出は『六十年之回顧』（喜田貞吉、1933年）。

そして、藤岡謙二郎『浜田青陵とその時代』（学生社、1979年）で昭和14年8月の浜田青陵（耕作）の一周忌に梅原末治が主宰する京都帝国大学考古学教室の名で出されたという『浜田先生追悼録』（非売品）の執筆者が列記される中に「△中田顕蔵（F）」とある。「△」は「筆者（藤岡謙二郎一本稿筆者注）の知る限りの」「現在（昭和54年一本稿筆者注）死亡の方々」という印であり、「（F）」は「同考古学専攻卒業生及び大学院で浜田が指導教官だった者並びに浜田教授時代の考古学研究室の教職員、研究生その他の事務職員」という分類である。

- 20) 享保10年（1725）に召し出された中根家の3代目半市儔継。半市は安永元年（1772）に召し出し、御供番。翌同2年に家督70石を相続、御留守居御馬廻。明和5年当時は部屋住み、17歳（「安永三年小浜藩家臣由緒書」（『小浜市史』藩政史料編二、144頁～145頁））。なお、父の伝兵衛は享保10年（1725）に召し出された中根家の2代目伝兵衛幸重で、宝暦3年（1753）に召し出し、御供番。翌同4年に跡式90石を相続、御先手御馬廻。明和5年当時は100石、御先手御馬廻（同上）。
 - 21) 天和2年（1682）に取り立てられた中安家の3代目治左衛門良峯。治左衛門は享保9年（1724）に跡式60石を相続、同17年に御供番御雇。明和5年当時は50石3人扶持、小浜御蔵奉行役（「安永三年小浜藩家臣由緒書」（『小浜市史』藩政史料編二、147頁～148頁））。
 - 22) 寛文3年（1663）に召し出された坂家の5代目大八興郷。大八（道之進）は明和2年（1765）に跡式170石を相続、御先手御馬廻。明和5年当時は170石、御先手御馬廻、16歳（「安永三年小浜藩家臣由緒書」（『小浜市史』藩政史料編二、21頁～22頁））。
 - 23) 尾脇秀和氏は、「帯刀せずに無刀、ないし脇差一本で出歩いた場合、その「身分」にあるまじき行為だとして処罰された」判例を確認した上で、武士の帯刀は身分標識であり、着脱の自由はなく、「それは特権というより、義務と化していた」としている（尾脇秀和『刀の明治維新 「帯刀」は武士の特権か？』（吉川弘文館、2018年）162頁）。また、谷口眞子氏も、武士への正当防衛の要請を検討する中で、無刀が原因で謹慎や改易となった事例を紹介している（『近世社会と法規範 名誉・身分・実力行使』（吉川弘文館、2005年）第二章「正当防衛の「発見」」三「武士の刀と暴力の鎮圧」1「武士と刀」）。
- さらに、小浜藩も、この刃傷一件の後年、また対象は足軽であるが、文化6年（1809）の「惣触」の中で「且中間町御蔵等江無刀ニ而罷出候類も相聞如何之事ニ候。」と「無刀」を戒めている（『小浜市史』藩政史料編三（小浜市役所、1990年）455頁）。
- 24) 小浜藩は法令で参集や荷担を禁止している（『小浜市史』藩政史料編三（小浜市役所、1990年）57頁・77頁・103頁・153頁・217頁・286頁・310頁など）。
 - 25) 元和9年（1613）に召し出された浜名家の4代目平八兼稠。平八は享保5年（1720）に家督110石を相続、御馬廻。明和5年当時は150石、御馬廻、63歳（「安永三年小浜藩家臣由緒書」（『小浜市史』藩政史料編二、22頁））。
 - 26) 「安永三年小浜藩家臣由緒書」（『小浜市史』藩政史料編二）や「寛政六年分限帳」（同）では確認することができない。ただ、前掲注25の浜名家の2代目と3代目が「紋左衛門」を名乗っているため、この紋左衛門は平八の惣領であったと考えられる。
 - 27) 父は酒井忠勝代に旧領の川越で召し出された江坂家の4代目作左衛門正次。作左衛門は享保6年（1721）に召し出し、御供番。元文元年（1736）に家督130石を相続、御徒頭。明和5年当時は200石、御旗奉行役、66歳（「安永三年小浜藩家臣由緒書」（『小浜市史』藩政史料編二、209頁～210頁））。子は明和4年（1767）に召し出された源之進正明。御供番。明和5年当時は御供番・御給仕方兼帯、37歳（「安永三年小浜藩家臣由緒書」（『小浜市史』藩政史料編二、214頁））。
 - 28) 明和4年（1767）に召し出された富右衛門長則。富右衛門は宝暦3年（1753）に京都で召し出し、御供番。明和5年当時は御供番、31歳（「安永三年小浜藩家臣由緒書」（『小浜市史』藩政史料編二、149頁））。なお、父の庄太夫は寛永14年（1637）に召し出された名和家4代目庄太夫長秀。元文5年（1740）に召し出し、御供番。宝暦2年（1752）に家督200石を相続、御馬廻。明和5年当時は御先手者頭役、50歳（「安永三年小浜藩家臣由緒書」（『小浜市史』藩政史料編二、138頁））。
 - 29) 寛文8年（1668）に召し出された可児家の3代目源左衛門久興。源左衛門は宝暦8年（1758）に家督150石を相

- 続、御先手御馬廻。明和5年当時も150石、御先手御馬廻、28歳（「安永三年小浜藩家臣由緒書」（『小浜市史』藩政史料編二、73頁～74頁））。
- 30) 酒井忠勝代に取り立てられた高田家の3代目五郎次郎久近。五郎次郎は延享元年（1744）に召し出し、御供番。宝暦元年（1751）に家督60石3人扶持を相続、奥御取次格。明和5年当時は100石・御足高50石、御先手者頭役、43歳（「安永三年小浜藩家臣由緒書」（『小浜市史』藩政史料編二、103頁～104頁））。
- 31) 寛永11年（1634）に召し出された鳥居家の4代目彦兵衛守信。彦兵衛は元文5年（1740）に家督400石を相続、宝暦4年（1754）に組頭役。明和5年当時は300石・御足高100石、組頭役（「安永三年小浜藩家臣由緒書」（『小浜市史』藩政史料編二、39頁～40頁））。
- 32) 延宝6年（1678）に召し出された本多家の4代目孫左衛門清則。孫左衛門は寛保2年（1742）に召し出し、御供番。宝暦6年（1756）に跡式140石を相続、御先手御馬廻。明和5年当時は140石・御足高10石、御先手者頭役、42歳（「安永三年小浜藩家臣由緒書」（『小浜市史』藩政史料編二、35頁～36頁））。
- 33) 寛永8年（1631）に召し出された鶴田家の4代目彦之允元直。彦之允（彦之丞）は酒井忠音代に跡式30人扶持を相続、御馬廻。明和5年当時も30人扶持、御先手者頭役、52歳（「安永三年小浜藩家臣由緒書」（『小浜市史』藩政史料編二、132頁～133頁））。
- 34) 万治3年（1660）に召し出された竹岡家の3代目常右衛門高志。常右衛門は寛延3年（1750）に跡式150石を相続、御先手御馬廻。明和5年当時は御先手者頭役、32歳（「安永三年小浜藩家臣由緒書」（『小浜市史』藩政史料編二、104頁～105頁））。
- 35) 曹洞宗の寺院。本山は発心寺（小浜市）。慶長年間（1596～1615）に京極高次が建立、同9年に現在地（小浜市北塩屋）に移転（福井県立図書館「遠敷郡寺院台帳」（県立図書館本）、同「遠敷郡寺院明細帳」（国立史料館本））。
- 36) 慶安元年（1648）に召し出された吉田家の4代目仙右衛門正明。仙右衛門は寛延2年（1749）に召し出し、御近習。宝暦14年（1764）に家督160石を相続、御先手御馬廻。明和5年当時は160石、小浜大目付役、42歳（「安永三年小浜藩家臣由緒書」（『小浜市史』藩政史料編二、93頁～94頁））。
- 37) 元禄13年（1700）に召し出された興津家の2代目善蔵長守。善蔵は享保17年（1732）に召し出し、3人扶持、大殿様（酒井忠音）幸之助様与申上候節御相手。寛保3年（1743）に家督70石3人扶持を相続、御近習勤御髮御茶役。明和5年当時は170石・御足高30石、御鍵奉行役、47歳（『小浜市史』藩政史料編二、50頁～51頁））。
- 38) 寛永15年（1638）に召し出された樋口家の5代目兵蔵真正。兵蔵は寛延2年（1749）に召し出し、御供番。明和4年（1767）に跡式180石を相続、御先手御馬廻小浜勝手。明和5年当時は180石、大目付役、41歳（「安永三年小浜藩家臣由緒書」（『小浜市史』藩政史料編二、343頁～344頁））。
- 39) 曹洞宗の寺院。山号は建康山、本山は龍海院（愛知県岡崎市）。寛永11年（1634）に現在地（小浜市小浜男山）に創建。酒井家の菩提寺（前掲注35「遠敷郡寺院台帳」「遠敷郡寺院明細帳」）。
- 40) 日蓮宗の寺院。山号は向嶋山、本山は本国寺（京都府京都市）。庚暦2年（1380）に創立、大永2年（1522）に現在地（小浜市小浜酒井）に移転（前掲注35「遠敷郡寺院台帳」「遠敷郡寺院明細帳」）。
- 41) 日蓮宗の寺院。山号は栄昌寺、本山は前掲注40長源寺。慶長13年（1608）に現在地（小浜市松ヶ崎）に創立（前掲注35「遠敷郡寺院台帳」「遠敷郡寺院明細帳」）。
- 42) 前掲注37の善蔵の先代市右衛門長教の三男で、宝暦12年（1762）に召し出された興津多門教命か。多門は御次御給仕方・御供番兼帯。明和5年当時は御次勤・御髮役、27歳。ただし、月日は未詳であるが、明和5年中に御次勤め御免、御供番頭取・御給仕方兼帯、御供番御免、御城内御番（「安永三年小浜藩家臣由緒書」（『小浜市史』藩政史料編二、63頁））。
- 43) 寛文11年（1671）に召し出された手塚家の4代目伝六清賢か。伝六は宝暦9年（1759）に跡式80石を相続、御馬廻。明和5年当時も御馬廻、32歳（「安永三年小浜藩家臣由緒書」（『小浜市史』藩政史料編二、216頁～217頁））。
- 44) 慶長6年（1601）に召し出された粕屋家の5代目富之丞利幸。富之丞は宝暦5年（1755）に召し出し、御供番。同7年に家督260石を相続、御先手御馬廻。明和5年当時も260石、御先手御馬廻、30歳（「安永三年小浜藩家臣由緒書」（『小浜市史』藩政史料編二、76頁～77頁））。
- 45) 右近兵衛は寛永11年（1634）に召し出された伊藤家の4代目右近兵衛猛盛。元文2年（1737）に家督150石を

- 相続、御先手御馬廻。明和5年当時は関東組者頭役（「安永三年小浜藩家臣由緒書」（『小浜市史』藩政史料編二、5頁～6頁））。なお、多賀丞の切腹では、屏風は「白張之屏風」がなかったために「常之屏風」で代用し、「介錯人江盃事」は省略したという。
- 46) 明暦3年（1657）に取り立てられた田中家の5代目太郎右衛門利義か。太右衛門は寛保元年（1741）に跡式10人扶持を相続、御留守居御馬廻。明和5年当時は10人扶持・勤料銀5枚、御留守居御馬廻・大殿様御側勤。ただし、月日は未詳であるが、明和5年中に大殿様御側勤は御免（「安永三年小浜藩家臣由緒書」（『小浜市史』藩政史料編二、115頁～116頁））。
- 47) 前掲注5 加藤家の4代目伊左衛門豊吉。豊吉は正徳5年（1715）に跡式220石を相続、御先手御馬廻。宝暦13年（1763）に隠居（隠居料10石）。明和5年当時も隠居（同）（「安永三年小浜藩家臣由緒書」（『小浜市史』藩政史料編二、77頁～78頁））。
- 48) 17俵3人扶持、御供番・御給仕方兼帯（「安永三年小浜藩家臣由緒書」（『小浜市史』藩政史料編二、29頁））。
- 49) 前掲注2、前掲注48。
- 50) 『小浜市史』藩政史料編二、535頁。
- 51) 須田家文書「小浜城并西津侍屋敷図」明和5年（1768）カ（福井県立若狭歴史博物館所蔵・画像提供）。作成年は推定で、月日は未詳のため、刃傷一件の前か後か明らかでないが、人物の位置関係や移動行程を考える上で参考とした。
- 52) 須田家文書「竹原侍屋敷絵図」明和5年（1768）カ（福井県立若狭歴史博物館所蔵・画像提供）。